

## 設計者資格講習事務を実施する者の登録制度及び登録方法のご案内について

### 1 設計者資格講習の登録制度

- (1) 概要： 都市計画法施行規則（以下「省令」とします。）第19条第1号ト及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第35条第1号に規定する設計者資格講習（以下「講習」とします。詳細は下記3をご覧ください。）を行おうとする方（法人）は、以下の所定の登録手続きを行い、講習を行う者として国土交通大臣が登録した後、講習を行うこととなっています。
- (2) 根拠法令： 省令第19条から第19条の16
- (3) 登録対象者：講習を行おうとする方（法人）
- (4) 登録手続きの方法
- ①提出時期： 随時提出可能
- ②提出書類： 省令第19条の2第2項の事項を記載した申請書と、同条第3項の書類を添付の上、国土交通大臣あてに1部提出して下さい。なお、申請書について、様式の指定はありませんが、【別紙1】を参考にしてください。
- ③提出（問合せ）先：都市局都市計画課開発企画調整係  
03-5253-8111（内線32695）  
都市局都市安全課盛土対策係  
03-5253-8111（内線32345）
- (5) 登録要件： 登録にあたっては、以下の①と②の各号に掲げる要件を満たした場合は、登録を受けられます（省令第19条の4）。
- ① 講習で、次に掲げる科目が行われること。
- イ 土木工学に関する科目
- ロ 設計に関する科目
- ハ 法その他の宅地開発に係る法令に関する科目
- ニ 施設計画等に関する科目
- ホ 工事及び防災の計画に関する科目
- ヘ その他宅地開発に関する知識の習得に必要な科目
- ② 次のいずれかに該当する者が講師として講習に従事し、その人数が2名以上であること。
- イ 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において土木工学、建築学その他の講習に関する科目を担当する教授、准教授、助教若しくは講師の職にあり、もしくはこれらの職にあつた者又は土木工学、建築学その他の講習に関する科目の研究により修士の学位を授与された者
- ロ 国又は地方公共団体の職員又は職員であった者で、講習に関する科目に係る専門的知識を有する者
- ハ 土木、建築その他の講習に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験のある者で、かつ、これらの分野について専門

的知識を有する者

ニ イからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有する者

- (6) 登録された者の義務：上記（5）①の科目を盛り込む講習を実施しなくてはなりません。それ以外の義務については、省令第19条の6をご覧ください。
- (7) 登録の有効期間：5年。5年ごとに更新を受けなければ、期間の経過によって登録の効力を失います（省令第19条の5）。
- (8) 欠格事項：以下の①から③に該当する方（法人）は登録を受けられません（省令第19条の3）。
- ① 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ② 省令第19条の13の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - ③ 法人の場合、講習事務を行う役員のうちに①又は②に該当する者があるもの

## 2 登録している講習機関

- (1) 登録番号第1号

①登録（更新）年月日： 令和7年4月17日  
②氏名又は名称： 一般財団法人全国建設研修センター  
③連絡先： 〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2  
                  042-321-1634（代表）  
④登録の理由： 省令第19条に基づく登録基準に適合しているため

## 3 講習（設計者資格講習）について

- (1) 概要： 上記1の、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を修了し、かつ、所定の実務経験を有している場合は、都市計画法第31条及び宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第2項、第31条第2項に定める設計者の資格を有することとなります。
- (2) 根拠法令：省令第19条第1号ト  
                  宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第35条第1号

※ 参考条文については、【別紙2】をご覧ください。

(別紙)

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏 名

### 設計者資格講習事務の登録申請について

都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1号ト（又は宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第35条第1号）に規定する設計者資格講習を行いたく、下記のとおり申請します。

#### 記

1. 登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

##### 【記載例】

氏 名：○○ ○○

住 所：〒○○○一○○○○ 東京都千代田区霞が関○一〇一〇

2. 講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

##### 【記載例】

名 称：○○ビル

所在地：〒○○○一○○○○ 東京都千代田区霞が関○一〇一〇

3. 講習事務を開始しようとする年月日

##### 【記載例】

令和○○年○○月○○日

4. 添付資料

(1) 個人の場合・・・①住民票の抄本又はこれに代わる書面

②登録申請者の略歴を記載した書類

(2) 法人の場合・・・①定款又は寄附行為及び登記事項証明書

②申請に係る意思の決定を証する書類

③役員の氏名及び略歴を記載した書類

(3) 登録申請者が次のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

①法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなった日から2年を経過しない者

②都市計画法施行規則第19条の13の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

③法人であって、講習事務を行う役員のうちに上記①②のいずれかに該当する者があるもの

## 参考条文

### ○都市計画法（抄）

（設計者の資格）

第三十一条 前条の場合において、設計に係る設計図書(開発行為に関する工事のうち国土交通省令で定めるものを実施するため必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書をいう。)は、国土交通省令で定める資格を有する者の作成したものでなければならない。

### ○都市計画法施行規則（抄）

（設計者の資格）

第十九条 法第三十一条の国土交通省令で定める資格は、次に掲げるものとする。

一 開発区域の面積が一ヘクタール以上二十ヘクタール未満の開発行為に関する工事にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

イ～ヘ 略

ト 宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務の経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する十年以上の実務の経験を有する者で、次条から第十九条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）がこの省令の定めるところにより行う講習（以下「講習」という。）を修了した者

チ 略

二 略

### （登録）

第十九条の二 前条第一号トの登録（以下単に「登録」という。）は、講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 登録を受けようとする者（以下この条において「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 講習事務を開始しようとする年月日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 登録申請者の略歴を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

ロ 申請に係る意思の決定を証する書類

ハ 役員の氏名及び略歴を記載した書類

三 登録申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

四 登録申請者の行う講習が第十九条の四第一項各号に掲げる登録要件に適合してい

ることを証する書類

## 五 その他参考となる事項を記載した書類

### (欠格条項)

第十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第十九条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、講習事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

### (登録要件等)

第十九条の四 国土交通大臣は、第十九条の二の規定により登録を申請した者の行う講習が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 次に掲げる科目について行われるものであること。
  - イ 土木工学に関する科目
  - ロ 設計に関する科目
  - ハ 法その他の宅地開発に係る法令に関する科目
- ニ 施設計画等に関する科目
- ホ 工事及び防災の計画に関する科目
- ヘ その他宅地開発に関する知識の習得に必要な科目
- 二 次のいずれかに該当する者が講師として講習事務に従事し、その人数が二名以上であること。
  - イ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において土木工学、建築学その他の講習に関する科目を担当する教授、准教授、助教若しくは講師の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は土木工学、建築学その他の講習に関する科目の研究により修士の学位を授与された者
  - ロ 国又は地方公共団体の職員又は職員であつた者で、講習に関する科目に係る専門的知識を有する者
  - ハ 土木、建築その他の講習に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験のある者で、かつ、これらの分野について専門的知識を有する者
  - ニ イからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有する者
- 2 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
  - 一 登録年月日及び登録番号
  - 二 登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者及び講習事務を行う役員の氏名
  - 三 講習事務を行う事務所の名称及び所在地
  - 四 講習事務を開始する年月日

(登録の更新)

第十九条の五 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習事務の実施に係る義務)

第十九条の六 登録講習機関は、公正に、かつ、第十九条の四第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

- 一 特定の者を差別的に取り扱わないこと。
- 二 講習は、講義及び考査により行うこと。
- 三 講義時間の合計は三十三時間以上とし、第十九条の四第一項第一号イからホまでに掲げる各科目の講義時間はそれぞれ三時間以上とすること。
- 四 講師の責任において適切に作成された教科書を用いて講義を行うこと。
- 五 講義の終了後に考査を行うこと。
- 六 考査は、設計に関する知識を習得したかどうかを判定できるものであること。
- 七 講師によって構成される合議制の機関により、考査の問題の作成及び考査の結果の判定を行うこと。
- 八 考査において良好な成績を修め、講習を修了した者に対してのみ修了証明書を交付すること。
- 九 考査に関する不正行為その他の不正な受講を防止するための措置を講じること。
- 十 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項を公示すること。
- 十一 前号の公示をしようとする日の二週間前までに、その内容を記載した書面を国土交通大臣に提出すること。
- 十二 講習を実施しようとする日の二週間前までに、当該講習に用いる教科書及び考査の問題の写しを国土交通大臣に提出すること。
- 十三 考査の結果を公表し、又は受講者に通知しようとする日の二週間前までに、考査の結果の判定の基準を記載した書面を国土交通大臣に提出すること。
- 十四 講習事務によつて知り得た秘密を保持すること。

(登録事項の変更の届出)

第十九条の七 登録講習機関は、第十九条の四第二項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは遅滞なく、同項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは変更しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更しようとする理由

(講習事務規程)

第十九条の八 登録講習機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定

め、講習事務を開始しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 講習事務の時間及び休日に関する事項
- 二 講習事務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項
- 三 講習の受講の申込みに関する事項
- 四 講習の受講料の額及び収納の方法に関する事項
- 五 講習の日程、周知の方法その他の講習の実施の方法に関する事項
- 六 考査の問題の作成及び考査の結果の判定の方法に関する事項
- 七 講習の不正受講者の処分に関する事項
- 八 修了証明書の交付及び再交付に関する事項
- 九 第十九条の十四第三項の帳簿その他の講習事務についての書類に関する事項
- 十 講習事務に関する秘密の保持に関する事項
- 十一 講習事務に関する公正の確保に関する事項
- 十二 その他講習事務に関し必要な事項

(講習事務の休廃止)

第十九条の九 登録講習機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする講習事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十九条の十 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間登録講習機関の事務所に備えて置かなければならない。

- 2 講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。
  - 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
  - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
  - 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
  - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののう

ち登録講習機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物(第十九条の十四において「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(適合命令)

第十九条の十一 国土交通大臣は、登録講習機関が第十九条の四第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十九条の十二 国土交通大臣は、登録講習機関が第十九条の六の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十九条の十三 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十九条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第十九条の七から第十九条の九まで、第十九条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第十九条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 第十九条の十五の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第十九条の十四 登録講習機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 講習の実施年月日
- 二 講習の実施場所

- 三 講習を行つた講師の氏名並びに講習において担当した科目及びその時間
  - 四 受講者の氏名、生年月日及び住所
  - 五 講習を修了した者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付の年月日及び修了番号
- 2 前項各号に掲げる事が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 3 登録講習機関は、第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)を、講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
- 4 登録講習機関は、次に掲げる書類を備え、講習を実施した日から二年間保存しなければならない。
- 一 講習の受講申込書及び添付書類
  - 二 講習に用いた教科書
  - 三 終了した考查の問題及び答案用紙

(報告の徴収)

第十九条の十五 国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録講習機関に対し、講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(公示)

第十九条の十六 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき又は第十九条の五第一項の登録の更新をしたとき。
- 二 第十九条の七の規定による届出があつたとき。
- 三 第十九条の九の規定による届出があつたとき。
- 四 第十九条の十三の規定により登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

○宅地造成及び特定盛土等規制法（抄）

（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等)

第三十一条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事(前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第四十条第一項において同じ。)は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める技術的基準に従い、擁壁等の設置その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

○宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（抄）

(設計者の資格)

第二十二条 法第十三条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

一～四 略

五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

(資格を有する者の設計によらなければならない措置等)

第三十一条 略

2 法第三十一条第二項の政令で定める資格は、第二十二条各号に掲げるものとする。

○宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（抄）

(設計者の資格)

第三十五条 令第二十二条第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十九条第一号トに規定する講習を修了した者

二 略